

第11回審議会における資料要求事項について

事務局

1. 受益者負担金算定方式の各方式におけるメリット・デメリットを

前回検討時には、負担金算定方式として以下の4方式を挙げました。

〔Ⅰ〕地積割方式

土地の面積に単位当りの負担金額を乗じて算定する方式

〔Ⅱ〕定額方式

土地面積に関係なく、住戸、世帯等により一律な負担金額とする方式

〔Ⅲ〕区分定額方式

土地面積に応じて区分を設け、負担金額に階段状の差を設ける方式

〔Ⅳ〕組合せ方式

地積割方式と定額方式の折衷案

それぞれの方式にはメリット・デメリットがあり、概要については前回簡単に比較しました（前回資料4 p.10）。ここではその内容を再度ご説明します。

〔Ⅰ〕地積割方式

メリット

- ・ 全国的には最も広く採用されている方式（約62%）であり、実績が最も豊富。
- ・ 合筆や分筆で筆数が変わったり、建物数など土地利用形態が変わっても負担金額が変わらないため、土地取引や開発の盛んな地域でも算定条件が変わらない。

デメリット

- ・ 「下水道が利用できることによる利益」が土地面積に比例すると言い切れるか疑問。（特に分流汚水式の場合）
- ・ 土地面積と負担金額が直結しているため、地籍調査未完了の地区では異議申し立てがなされる可能性がある。
- ・ 土地面積にばらつきの大きい自治体では、利用者の不満が高まる。

〔Ⅱ〕定額方式

メリット

- ・ 土地面積と負担金額に関係が無いので、分流汚水式下水道を採用している、あるいは土地面積にばらつきの大きい自治体では、感覚的に下水道の利益と負担金額が釣り合う可能性がある。
- ・ 同じ理由で、地籍調査未完了の地区でも異議の生じる可能性が低く、また負担金額の算定も容易。

### デメリット

- ・ 土地面積が大きく違う地域では利用者に不公平感が生じる恐れがある。
- ・ 受益者負担金は1度しか賦課できないため、賦課後に分筆・合筆や開発に伴って住戸、世帯数が変わった場合に実態と負担金に食い違いが生じる可能性がある。

## 〔Ⅲ〕 区分定額方式

### メリット

- ・ 大半の土地面積では定額方式とする一方で、一定規模以上の土地面積では負担金額を変えることで地積割方式、定額方式双方で生じる不公平感に配慮することができる。
- ・ 地籍調査未了の区域でも異議申し立てが生じるのは区分が変わる場合のみ。

### デメリット

- ・ 区分が大きすぎる場合には定額方式に近づくため、同一区分内で不公平感が生じたり、開発による分筆で実態との不整合が生じる可能性がある。
- ・ 逆に区分が小さすぎる場合には地積割り方式に近づくため、土地面積が大きく違う利用者間で不公平感が高まる可能性がある。
- ・ 区分境界をわずかに超えた土地面積の利用者からは不満が出る。

## 〔Ⅳ〕 組合せ方式

### メリット

- ・ 基本定額を設けることで一定の均等割り負担の考え方を採り入れ、地積割分の面積単価を低く抑えることで土地面積が大きく違う利用者間の不公平感を軽減できる。
- ・ 区分境界が無いため、境界を超えた利用者からの不満が生じない。
- ・ 基本定額はます設置費に根拠を持つため、最低限の各戸負担と位置付けられる。地積割部分は、分筆・合筆や開発による戸数変化に影響を受けない。

### デメリット

- ・ 地積割り方式、定額方式の双方のデメリットが完全に消える訳ではない。
- ・ 算定方法が煩雑